



ウェストバージニア州でのビ ジネス





West Virginia: Open for Business

ウェストバージニア州：新たなビジネス機会を求めて

‘温かいもてなしの精神’で知られるウェストバージニア州は、外国人投資家に対し、各ビジネスセクターに置いて幅広くビジネスの機会を提供しています。光熱費が安く、平均労務賃金は全国のその47%であり、勤労意識の高さや、広域に渡り張り巡らされた信頼性の高い交通インフラが整備されているなどの理由から、トヨタ自動車、アマゾンというようなグローバル企業や、成長を続ける革新的な生物医学製品を扱う企業等、数多くの企業を誘致し、これらの企業では3万人以上の雇用を生み出しています。

また、ウェストバージニア州は米国でも最大の石炭輸出州でもあります。これに関連し、石油・ガスと言った、重要な業界ビジネスも存在します。また、材木業界でも、そのリーダーとして、ジョージア・パシフィック (Georgia-Pacific)、MEADWESTVACO等の主要事業所が置かれています。全国的に名を知られた国立公園は、急流すべり、ハイキング、スキー、サイクリング、ハンティング等が楽しめる場を提供し、多くの人々が世界中から訪れ、州の観光業界へも大きな貢献を果たしています。

ウェストバージニア州は、米国民の60%、そしてカナダ在住者の30%が一晩のドライブで到達できる距離にあります。非常に便利な鉄道網、6本の主要高速道路、複数存在する商業用、一般空港の利用により、東海岸、中西部、南部地域へ簡単にアクセスできます。この州の労働者は、仕事熱心で、欠勤率も低く、また生産性が高いという評価を得ています。また、労働者の教育・育成にも力を注ぎ、多種のプログラムを提供し、各ビジネス業界のニーズに対応できる労働力を確保しています。

法律業界のリーダーとして、フロスト・ブラウン・トッドLLC (Frost Brown Todd LLC) では、地元、各地域の経済開発機関と密に連携し、外国人投資家・企業が有利な条件の元、米国できちんとした事業展開の基盤を見つけられるよう、お手伝いをします。また、弊社の関連会社であるインセンティス・グループ (Incentis Group) では全国展開をしており、公的制度等を最適活用し、中部大西洋岸や中西部地域における事業所設置や工場・雇用拡大に掛かるコスト削減のお手伝いに務めています。

ウェストバージニア州でのビジネス機会、そしてその利点等についてさらに詳しくお知りになりたい方・企業の方々は、ぜひ当社へご連絡下さい。

連絡先

Charles M. Johnson

cmjohnson@fbtlaw.com | 304-348-2420

Joseph Dehner

jdehner@fbtlaw.com | 513-651-6949

Mary M. (Peggy) Godar

mgodar@fbtlaw.com | 513-651-6150

Jan deBeer

jdebeer@fbtlaw.com | 859-244-3247

Kai Bitter

kbitter@fbtlaw.com | 513-369-4809

その他の資料：

ウェストバージニア州

<http://www.wv.gov/Pages/default.aspx>

ウェストバージニア州開発局

<http://www.wvdo.org/index.cfm>

ウェストバージニア州のビジネス

<http://www.business4wv.com/b4wvpublic/>

ウェストバージニア州運輸省

<http://www.wvdot.com/default.htm>

チャールストンエリア協力機関

<http://www.charlestonareaalliance.org/alliance/default.aspx>

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| I. 一般／法的規制環境 | 6 |
| II. 投資奨励策 | 6 |
| III. 事業体形式の選択 | 7 |
| A. 一般責任構造 | 7 |
| 1. 個人事業体 | 7 |
| 2. 一般パートナーシップ | 7 |
| 3. 支社 | 7 |
| B. 有限責任構造 | 7 |
| 1. 有限責任会社 | 8 |
| 2. 株式会社 | 8 |
| IV. 買収と合併会社 | 9 |
| A. 買収 | 9 |
| B. 合併会社／戦略的提携 | 9 |
| C. 1980年外国(法)人不動産投資税法(FIRPTA) | 16 |
| V. 移民 | 9 |
| A. 短期商用ビザ(B 1) | 9 |
| B. 貿易駐在員ビザ(E-1) | 10 |
| C. 投資駐在員ビザ(E-2) | 10 |
| D. 企業内転勤者ビザ(L-1) | 10 |
| E. 特殊技能専門職(H 1B) | 10 |
| F. 熟練および非熟練労働者の就労ビザ(H-2B) | 11 |
| G. 技能研修者ビザ(H 3) | 11 |
| H. 傑出した才能を持つ人用ビザ(O-1) | 11 |
| VI. 労使関係 | 12 |
| A. 任意雇用 | 12 |
| B. 従業員給付金 | 12 |
| C. 労働者災害補償法 | 12 |
| D. 失業保険給付金 | 13 |
| E. 雇用機会均等法 | 13 |
| F. 公正労働基準法 | 13 |
| G. 職業安全衛生法 | 13 |
| H. 全国労働関係法 | 14 |

| | | |
|-------|-----------------------------------|----|
| I. | 政府機関との契約がある雇用主または政府機関の支援を受けている雇用主 | 14 |
| J. | 労働者調整・再訓練予告法 (WARN) | 14 |
| K. | 報復 | 14 |
| VII. | 課税 | 15 |
| A. | 法人所得税 | 15 |
| 1. | 納税 | 15 |
| 2. | 外国企業の所得税 | 15 |
| B. | その他の団体の税の取り扱い | 16 |
| C. | 販売税 | 16 |
| D. | 不動産税／在庫税 | 16 |
| VIII. | 知的所有権 | 17 |
| A. | 特許 | 17 |
| B. | 商標 | 17 |
| C. | 著作権 | 18 |
| D. | 企業秘密 | 18 |
| IX. | 輸入と輸出 | 18 |
| A. | 輸入 | 18 |
| B. | 輸出規制の遵守 | 19 |
| C. | NAFTA、その他自由貿易協定 | 19 |
| D. | 海外貿易地域 | 19 |
| E. | 環境 | 20 |
| F. | 一般的な規制 | 20 |
| G. | 主な連邦規制 | 20 |
| XI. | 独占禁止法 | 20 |
| XII. | 銀行 | 21 |
| XIII. | 証券 | 21 |
| | まとめと歓迎 | 22 |

I 一般/法的規制環境

米国は外国からの投資を快く受け入れています。米国籍を保持する者であろうと、なかろうと、米国で投資することや事業を始めるに当り、両者を隔てるものはありません。米国の国家安全保障に重要だと見なされる資産獲得行為という稀な場合を除き、外国企業も米国企業同様、米国における事業設立の自由を与えられています。

米国では、企業は各州の法律に準じて設立されます。企業に関する連邦の規則は、通常、証券および株式公開会社(多数の株主を持つ会社)に関わることにのみ限定して適用されます。

外国企業は、支店または子会社を設立するか、米国の既存会社を買収することにより米国内に事業所を設立することができます。第3項に記述されるように、支店開設という形が取られる事はめったにありません。その代わりに、通常、米国子会社という形が取られます。これは、その手続きが比較的速やかで、費用もさほどからないからです。

既存企業の買収は、企業の規模、株主数、税務要因、ビジネス上の配慮すべき項目内容により、様々な方法で実施できるようになっています。通常、株式または資産の買収が基本的な方法ですが、合併も認められており、これは手続きが比較的容易な上、税金面で最も効率が良い方法と言えます。米国企業の買収を検討なさる場合には、理想的な価格、機密保持条項、取引条件、課税措置等の内容設定を有利に実現させる為、早い時期に弊社の合併・買収担当弁護士に相談なさる事をお勧めします。

II. 投資奨励策

連邦政府は、国内外の投資家に対し、具体的な投資先を指定するような奨励策は提供していません。その代わりに、各州または地域が、様々な投資奨励策を提供し、新事業の開拓および既存事業拡大の獲得競争を展開しています。州および地方自治体では、国内外の投資家に対し、その差別なく、融資、トレーニング、技術支援、用地の環境整備、租税控除など、各種の魅力的ある投資奨励策を提供しています。このような奨励策は、投資家が事業展開先を決定し、成長させ、雇用の場を作り出すのに重要な支援策になります。こうした支援策は、事業展開先を決め、設立してしまってからでは利用できないため、早期に申請手続きを取る必要があります。フロスト・ブラウン・トッドの系列会社The Incentis Group (インセンティス・グループ) は、事業展開先の選定、税措置及び俸給比較を実施し、弊社のお客様がこのような奨励策を最大限に活かせるようお手伝いしています。www.incentisgroup.comをご参照下さい。

外国企業は、法的にどのような形で投資をするか決めなければなりません。事業体には、基本的に、支店（通常は行わない）、個人事業体、一般パートナーシップ、有限パートナーシップ、有限責任会社、株式会社などがあります。

A. 一般債務形態

一般的に外国人投資家が、米国で投資事業を開始しようとする際には、下記の3つの状況下にて、最大責務が生じます。それは、支社を設立する、個人事業体を開設する、または一般パートナーシップを締結する場合です。

1. 個人事業体

個人で開設する事業として最も簡素な形式は、個人事業体です。これは個人が事業体の資産を直接所有し、その運営と業務に完全な責任を負います。この形式を採用するのは簡単な一方で、事業所有者が無限の責任を負われるため、一般的にはお勧めできません。

2. 一般合名会社

合名会社は、2名以上の個人または事業体が共同所有者として、営利事業を営むものです。この形式としての事業体は、当該州の法的規制下に置かれます。契約書を交わす事をお勧めしますが、書面による契約は必要ではありません。契約書がない場合は、共同経営者はその利益及び損失を平等に分割し、経営および事業遂行に参画する権利を有します。一般パートナーシップは、事業上発生した負債に対し、各共同経営者が無限の責任を負うという点で不利です。

3. 支社

外国企業は米国で支社を設立することで、事業を行うことができます。この際、簡単な手続きで米国での事業が可能になりますが、この形態を取ると、米国の法的責務が課せられ、支社の利益が支社利益税の課税対象となります。支社の設置により受ける支社利益税法下では子会社設置の際に得られる税制優遇が受けられなくなる為、外国企業は通常、支社の開設よりも子会社の設立を選びます。

B. 有限債務形態

原則として、投資家は、投資した資産に対してのみ、リスクが生じる有限責任を提供する米国事業体形式を望みます。この希望に応えるため、州では様々なオプションを提供しています。その中でも、最も一般的なのが、有限責任会社と株式会社です。

III. 事業形態とその選択

1. 有限会社

有限会社（LLC）の形態には幾つの特徴があります。この形態だと、事業体所有者の責任範囲が限られ、事業体管理面でのフレキシ性が確保され、利益分配、税的処遇、その他について、所有者の希望するような選択ができます。LLCは州の総務長官へ会社の基本定款を提出することで設立できます。関係者は通常、会社のマネージメント、総務、会計そして税取扱いに関する決め事と手順を規定する業務契約を結びます。株式会社のように、有限会社は、その構成員から独立した別個の法人とみなされ、どんな業務に従事しても良い事になっています。事業を始めるまたは不動産の共同所有を考える個人のほとんどがこの形式を選択します。

米国と税条約を結ぶ全ての国で株式会社とLLCを同じように扱っているわけではありませんので、（上記の事実を知らないでいると）税制優遇措置を受ける機会を失いかねません。ですから、どの形態を選択すべきか、米国の弁護士に助言を受けるべきです。

2. 株式会社

株式会社は、州法に準じて設立されます。株式会社は、ほとんどの米国租税条約で有限責任会社として認識され、LLCに比べ多少その柔軟性に欠けますが、それでもその資産構造において、LLCより予測を立てやすく、理解しやすい構造を持ちます。米国に子会社を設立しようとする外国企業のほとんどが、株式会社という形式を選択しています。また、設立に必要とされる最低資本金に関する要件は存在しないと言っても差し支えありません。

株式会社の所有者は株主ですが、株主が日常の経営に関与する子とはありません。毎年、株主により取締役が選任され、取締役に経営方針を決める責任が課せられます。取締役会が経営幹部を選出し、権限を与えます。通常、社長、副社長、秘書役、および会計責任者が株式会社の幹部を占めます（すべて同一人物でも構わず、また米国人である必要もありません）。多くの国では、個々の取締役が株式会社の代表を務めることがあります。米国の株式会社においては、取締役は、取締役員としてのみ機能し、個々の取締役として株式会社を代表することはありません。しかし、一方で取締役は経営幹部を兼任することもでき、その資格で株式会社を代表することができます。経営幹部は、日常業務を管理する立場にあります。多額の融資または多額資産の取得または売却といった重要な事業活動は、通常、取締役会の承認が必要であり、場合によっては、株主の承認が必要な場合もあります。

株式会社およびLLCとも、政府およびその他の機関から正式な書類を受領するための窓口として現地の法廷代理人を持つ必要があり、フロスト

IV. 買収と合併会社

・ブラウン・トッドでは、こうしたサービスを無料で各州のお客様に提供しています。

米国で事業を成功させるための最短の方法は、既存の事業体を買収するか、または業績ある米国企業と戦略的提携関係を築くことです。この方法により、外国企業は、米国における存在がすぐに確保でき、雇用、事業管理、流通経路、地域条件に慣れることができます。

A. 買収

外国人投資家は、子会社を設立したり、支店を開設したりする代わりに、既存事業（「ターゲットとする」）の資産または証券を買収することもできます。買収は、外国人投資家が目標の資産または証券を現金または証券により購入、または合併することにより行うことができます。買収をどのように取り扱うかで税の扱いに重大な問題が生じる事もあります。

B. 合併事業/戦略的提携

「合併事業」とは、特定活動の実践を目的とする企業または人物間の提携関係を意味します。合併事業は、単発・短期間のビジネスイベントのために設立したり、または複数の取引の実践・長期的関係を計画し設立することもできます。合併事業または戦略的提携関係は、当事者間で契約を締結する、または法人組織とすることができます。米国は、概して「契約自由」の地域であり、書面による合意書で当事者に権利と責任を定める広い裁量権が与えられています。

V. 移民法と各種ビザ

米国で起業しようとする場合、そのスタッフに一部米国人以外の人材を起用したいと考える事もあるでしょう。米国移民法は、その内容が頻繁に変更されるため、全体の許可枠・数や米国移民制度の他の特徴などを鑑みると、申請の時期が非常に重要になります。外国人労働者へ適用されるビザの種類は以下の通りです。

A. 短期商用ビザ (B-1)

商用旅行者は、B-1または短期商用ビザで米国に入国できます。 B-1ビザは、外国人が事業用候補地の調査、契約交渉、共同事業者との商談、および専門分野・事業関連のコンベンション・会議・セミナーへの参加などの目的で短期間の米国滞在を許可するビザです。ただし、B-1ビザ所持者は、米国の雇用者から給与を得たり、独立した

V. 移民法と各種ビザ

コンサルタントまたは委託業者として米国内で就労することはできません。また、当B-1ビザ所持者は、米国外の住居地に帰国する事とし、訪問・滞在目的、活動が米国外の雇用主の利益となるものでなければなりません。

B. 貿易駐在員用ビザ (E-1)

外国人は、既存の二国間友好条約の下、米国と自国間の貿易を行う目的でのみ、一時的に米国へ入国することができるビザです。このビザは、米国と自国間で、物品またはサービスの国際貿易が行われており、その貿易が量的に多大で、継続的なものであり、充分な貿易活動が存在しなければなりません。E-1ビザ保有者は、条約締結国の国民が最低でも50%所有する米国企業の首長か社員で。従業員は、保有者と同じ国籍であり、経営、管理、または監督業務を行う。または資格があり、そのサービスが企業の効率的な運営に不可欠である人物でなければなりません。

C. 投資駐在員用ビザ (E-2)

外国人は、二国間友好条約の下、米国への投資事業活動を行うことが目的で米国への入国・滞在が認められます。この際、その投資額は大きく、外国投資家およびその家族を幫助するのに必要な額より大きい収益を創出する事業である必要があります。E-2 ビザ保有者は、50%以上を条約国の国民が保有する米国企業の投資家または従業員である場合があります。従業員は、保有者と同じ国籍であり、経営、管理、または監督業務を行う。または資格があり、そのサービスが企業の効率的な運営に不可欠である人物でなければなりません。

D. 企業内転勤者用ビザ (L-1)

L-1ビザは、海外および米国に事務所を構える国際企業または、海外に事業所を持ちながら米国に新しく事務所を開設する計画のある会社の社員が対象です。L-1ビザには、次の2つの雇用カテゴリーがあります。(a) 役員または管理職者、および(b)業務上必要とされる特殊知識のある社員で、自社または関連企業にて、当ビザを有する前に少なくとも1年以上の海外勤務を経験した社員が米国外事務所へ転勤するを認めるものです。

E. 特殊・技能専門職用ビザ (H-1B)

H-1Bビザは、「特殊専門職」で雇用されている外国人が対象です。特殊専門職とは、一般的に特定の分野で学士号、またはそれ以上(または同等)の学位が必要とされる職業であり、例えば、会計士、コンピューター・アナリスト、プログラマー、データベース管理者、ウェブデザイナー、エンジニア、金融アナリスト、医師、科学者、建築家、弁護士などが含まれます。H-1Bの申請は、該当者の代わりに雇用主が提出します。初回申請では、滞在期間3年間で申請でき、雇用主は、その後さらに3年間の滞在延長を申請することで、外国人は継続して6年まで米国に滞在することができます。

V. 移民法と各種ビザ

F. 熟練および非熟練労働者用就労ビザ (H-2B)

H-2B就労ビザは、米国人労働力が不足している分野において、外国人労働者を一時的に雇用する事を認める為、新しく開設されたビザです。H-2Bビザは、農業以外の仕事に適用され、熟練および非熟練労働者を対象にしています。H-2Bビザを取得しようとする外国人は、米国の雇用主の下、一時的な就労または農業以外の季節労働職に就く必要があります。この場合、当雇用主は、対象となる職に就労する、またはできる米国人労働者がいないことを証明しなければなりません。

G. 研修者ビザ (H-3)

現場研修を受ける目的で米国に滞在する外国人には、H-3 研修者ビザが与えられます。H-3ビザは、研修者の自国での該当研修ができない場合に適用されます。また、研修者が受ける研修は、研修者の自国の利益になるものでなければなりません。H-3ビザ保有者は、研修を受ける会社でのみ就労が許可され、滞在の本来の目的は研修プログラムへの参加であり、就労はごく限られたものでなければなりません。この研修プログラムには、医療研修プログラムを除く、農業、技術、金融、通信、政府等、ほとんどの分野の研修プログラムに参加する個人にH-3ビザが適用されます。H-3ビザの最長滞在期間は2年間です。

H. 卓越能力者用ビザ (O-1)

O-1ビザは、教育、ビジネスまたは運動競技にける傑出した才能が「国内外で高く評価」されている外国人に適用されます。個人の功績を反映する、契約、受賞、推薦、賞金(賞品)、出版物または同様の書類などがその才能の証明として認められます。該当外国人の滞在は一時的なものであり、最長滞在期間は場合により異なりますが、最初は3年の有効となります。

VI. 雇用関連

雇用主は、米国におけるアメリカ人および外国人従業員の雇用および解雇について連邦、州、および会社所在地の法律に準拠しなければなりません。

A. 任意雇用

米国における雇用形態は、そのほとんどが契約書のない「任意雇用」です。「任意雇用」とは、理由なくまたはどんな理由であれ、雇用主がいつでも雇用を解消することができ、逆にまた、被雇用者はいつでも退職することができます。ただし、雇用主は、連邦または州の法律で定められた差別的（人種、性別、国籍、年齢など）理由により非雇用者を不法に解雇してはならないという例外があります。州によっては、この他に「任意雇用」の例外を定めている場合があるため、被雇用者を雇用または解雇する場合には、きちんとした法的助言を受けることが重要です。不当解雇には、従業員ハンドブックまたは方針マニュアルなどにより不注意にできあがった黙示契約に対する申し立てから、特定の州における公序良俗に対する違反による解雇まで、さまざまです。

B. 従業員への福利厚生給付

雇用主は、従業員にどのような福利厚生を提供するかに対し大きな裁量権を持ちます。雇用主の多くは、年金および利益配当計画、健康保険、および解雇された従業員の団体保険を継続提供したりします。また、従業員のほとんどがそうした待遇を受ける事を期待しています。他諸外国と違い、米国には公的補助の元運営される医療制度はなく、従業員（全員対象ではない）の多くは、雇用主提供の健康保険プランでカバーされています。雇用主は、通常、従業員に健康保険を提供する義務を負わないのですが、これは政策を検討する際によく論議される課題でもあります。従業員に健康保険を提供しない場合、雇用主は、能力のある人材を確保するという点で不利な立場に立ちます。雇用主が提供を決めた福利厚生内容は、連邦および州の法律で、その給付と維持・継続が公正に実施されるよう定められています。福利厚生の中には、提供が義務づけられている項目もあります。例えば、1993年家族医療休暇法（FMLA）は、該当する従業員に対し、出産または養子縁組、深刻な健康状態の家族（配偶者、子供、親など）の看病または本人療養という理由があれば、最長12週間の無給休暇（職務確保）を提供するよう義務づけています。

C. 労働者災害補償法

一般的に、労働者は職場で発生した傷害を理由に雇用主を告訴することはできない代わりに、すべての州で労働者災害補償法が適用されています。就業者補償プログラムは、仕事に関連し発生した傷害または疾病に掛かった医療費及びその為に失った収入に対応するものです。雇用主は、州の保険基金に保険料を支払い、職場（雇用主）の危険度と支払い給与額に基づき給付金を支払います。州によっては、適格と認められた雇用主は、この危険率に対して自家保険をかけることができます。

D. 失業保険給付金

米国全州で失業手当制度が採用されています。これは、自責でない理由で失業した元従業員に対し、一時的に経済支援を行うものです。失業手当の対象者資格と受給可能期間等は、州により異なり、給付金は、雇用主の保険料から支給されます。

連邦法及び州法では、米国の雇用主に対し課した規則が多々ありますが、その中でも重要なものを以下に記します。

E. 雇用機会均等法

多くの連邦法により、個人には均等な雇用機会を与えることが定められています。これらの法律により、雇用、昇進、解雇、およびその他の就労条件または特権を含む雇用待遇における差別を禁じられています。

1. 1964年公民権法のタイトルVIIでは、人種、肌の色、性別(妊娠を含む)、宗教、または出身国による差別を禁じています。
2. 1990年アメリカ障害者法では、雇用主が相応の便宜を図るまたは図らないに関わらず、基本的に当該業務を遂行できる個人は、障害があっても資格があれば差別をしてはならないと定めています。雇用主は、(対象障害者の受け入れ対応をする事が)事業に過大な困難をきたす場合には、当障害者に特別な便宜を図る義務はないと規定されています。過大な困難とは、雇用主に過度の負担または費用がかかる場合のことを意味し、雇用主の規模、事業内容、財政などにより異なります。
3. 1967年雇用における年齢差別禁止法では、雇用主が、40歳以上の求職者または従業員を年齢により差別することは違法であると定めています。
4. 1963年均等賃金法では、雇用主が、同一の技術、作業、および責任範囲で類似の労働条件の下で行われる仕事に対して、性別により異なる賃金を支払うことは違法であると定めています。

F. 公正労働基準法

公正労働基準法は、最低賃金、同一賃金、残業手当、および児童就労制限を定めています。2008年7月24日制定の連邦最低次官級は、6ドル55セント、2009年7月24日には、7ドル25セントになります。

G. 職業安全衛生法

1970年の職業安全衛生法(OSHA)では、米国内の雇用主は、職業環境に関し安全と健康維持に対する基準に準拠しなければならないと定めています。この法律の下で採用される基準は、一般産業(商店、事務所、工場など)の他、建設、海事、農業の分野でも同様に適用されます。また、特定の

VI. 雇用関連

基準がない場合、雇用主は、職場に身体的危害が生じる可能性のない職場環境を維持しなければならないと定められています。連邦機関である OSHAは、この法律の強化を図るため、定期的に職場の抜き打ち検査を行います。この法律に違反した会社は、民事罰が科せられ、重大な違反の場合には刑事罰が科せられることもあります。

H. 全国労働関係法

全国労働関係法は、労働組合(ユニオン)と雇用主との関係を規定しています。この法律は、従業員が労働組合を組織し、雇用主と交渉するまたはしない権利を保証しています。この法律では、この権利を施行する従業員に対し、雇用主および労働組織が妨害、抑制、または強要することを禁じています。この法律は、ストライキ、ピケ行為、および雇用主の製品またはサービスに対するボイコットについて規定しています。全国労働関係委員会は、この法律を管理する独立した連邦機関です。

I. 政府機関と契約を締結している雇用主または政府機関の

支援を受けている雇用主連邦政府との契約がある雇用主または政府の支援を受けている雇用主には、さらに(i)少数民族、女性、退役軍人、および障害者の雇用を促進するための差別は正処置計画の採用、(ii)雇用主が薬物のない職場を維持している証明、(iii)連邦および連邦支援の建設仕事における現行賃金の支払い、などの義務があります。

J. 労働者調整・再訓練予告法(WARN)

WARNは、米国の雇用主が、工場閉鎖または大量一時解雇を行う場合、100名以上の従業員に対して、60日以上前に書面による予告を行うことを義務付けています。事前通知の資格のある従業員には、監督者、管理職者、月給労働者、および時間給労働者が含まれます。

K. 報復措置の禁止

連邦法および州法では、従業員が善意を持って、不法であると信じる就労行為に不従すること、職場における差別申し立て調査活動に参加すること、または実際に差別の申し立てを行うこと、労働者災害補償給付金の申し立てを行った場合、雇用主が、当該従業員に対し解雇、降格、ハラスメント、または報復行為を行うことを禁じています。

米国において事業を営む会社はすべて、連邦、州および時には地元地域の税金を納める義務を擁します。外国企業にとっては、米国で発生した収益が母国での課税対象になる場合があります。重複課税を緩和するため、ほとんどの先進工業国では米国と租税条約を結んでいます。租税事項は交渉を通してそれぞれ成立しますが、ほとんどが米国モデルを基準にしています。フロスト・ブラウン・トッドの税法専門家は、米国で会社を効率的に運営し、連邦および州の定める税金取り扱い作業を最適化できるようお手伝いします。

A. 法人所得税

米国におけるすべての法人企業は、世界中の所得に対して連邦税を支払わなければなりません。所得税率は、所得額に応じて15%~35%が適用されます。連邦税に加えて、企業は、課税の選択および調整項目によって課税所得が増加した場合には、代替最低税額を支払わなければならない場合があります。また、連邦税に加えて、企業は、多くの州で、州所得税、フランチャイズまたは営利活動税を課税対象純収入に対して通常 4%~9%で支払います。事業に対する税金は州により異なるため、米国の本社や支社をどこに配置するかを事前に計画することが非常に重要です。設立した州に関わらず、複数の州で事業を行う企業は、それぞれの州で法人所得税およびその他の税金を支払わなければならない場合があります。この税は、企業の各州における営業活動を反映して割り当ておよび配分した所得に基づいて計算されます。

グループ減税が可能な場合があります。米国企業が別の米国企業に配当金を支払うとき、配当金の一部のみ通常の所得として課税されます。米国企業が80%以上を共有している場合は、会社間配当に関して連結納税および予定納税を申告することができます。配当、利子、貸借料、および使用料に対する税は、それが非居住者(米国市民または居住者以外)に支払われたときで、その所得が米国の取引または企業に有効に関係していない場合のみ控除されます。

1. 納税

通常、企業は、連邦所得税義務の100%を予測四半期割賦で支払わなければなりません。予測納税を怠ると、罰金および金利が徴収されます。

2. 外国企業を対象とした所得税

外国企業の米国支社は、米国での事業展開で得た所得、そして海外で得た当該事業に結びつく所得に対し、通常、連邦法人所得税率で所得税を支払います。外国源泉の収入には外国税控除が適用される場合があります。加えて、米国における純利益の増減により変化する該当事業年度の所得および利益に対し、配当金と同率の所得税30%が課税されます。こうした支店が抽出した利益にかかる所得税のありようから、ほとんどの外国企業は、米国に支店ではなく、LLCまたは法人組織を設立しています。

VII. 税関連

企業の所有権の25%以上を外国人・企業が保有する株式会社は、米国当局に対し、株式保有者、株式会社との関係、および両者の取引に関する情報を提供しなければなりません。この情報を反映させた上で、連邦政府および関連各政府機関が、その範囲内で発生した利益に対し、公正に税金を徴収できるようにします。移転価格規制に準拠するには、予め準備・計画をしておくことが大切です。

B. その他の団体に対する課税

一般に、パートナーシップという形態で生じた利益または損失は、個人で納税するパートナーに割り当てられるため、課税されません。ただし、パートナーシップは支払調書を提出する必要があります。LLCは、株式会社またはパートナーシップのいずれかで課税される選択を提出します。重複課税を避けるため、ほとんどの事業主が‘パートナーシップ’という形態を選びます。

C. 消費税

米国には付加価値税(VAT)システムはありません。連邦政府は、販売税またはVATは課税しません。ほとんどの州では、消費税を徴収しています。ほとんどの郡および市町村では、売上税を課税しています。売上税は、理論的に消費財の個別購入に対して課税されるものですが、実際は、商品の小売販売のときに徴収され、州および地域政府に送金されます。売上税は、商品の総額に吸収されることなく販売価格の追加として内訳を記載しなければなりません。

D. 不動産税・在庫税

すべての州で適用されるわけではありませんが、州によっては、事業体に対し不動産税または在庫税を課するところがあります。各州間の税率を比較するには、事業体は記載価値を出すのに使用された計算式の違いを知る必要があります。

E. 1980外国（法）人不動産投資税法(FIRPTA)

米国不動産により利益を得る外国人および米国不動産を保有する特定の国内企業は、その不動産を売却する場合、米国取引または事業に関わるのと同様に、連邦税を支払わなければなりません。その金額は、その売却により得られた額の10%であり、この金額は外国人の米国における納税に適用されます。

多くの事業で最も価値のある資産は知的所有権(IP)です。外国企業は、知的所有権を国際登録することで外国特権を拡張し米国における知的所有権の保護を可能にしています。また、米国では、個別に知的所有権の保護を取得しなければならない場合があります。登録品に関する各種特徴は、また各種法律により、保護され、様々なレベルでセキュリティが提供されています。

A. 特許

特許法は、製品、システム、手順、設計・デザインなどの新案を保護するように設定されています。特許の保護は、比較的費用がかかり、しかも100%確実に適用することは難しいとされていますが、米国政府は、知的所有権保有者に対し、その発明内容を独占的に作成、使用、ライセンス契約、販売、および輸入ができるよう権利を与えるため、特許申請は、製品への投資を奨励する方法としてかなり有効だと言えます。例えば、ある特定の医薬品の特許(またはその申請自体)は、特許を持たない他の医薬品メーカーが、競争力のある類似製品を製造し、特許保有者の利益を著しく害してしまうような事態を回避させることにつながります。このように、非特許保有医薬品メーカーが特許を侵害する場合、特許保有者は、それに対して裁判を起し、損失利益を回収し、時には裁判費用も回収することができます。

特許は、その保有者に、他人がその発明を製造、輸入、その他の方法で不正に利用しないよう一定期間保護する権利を与えてくれます。特許の有効期間は、政府が許可した特許の種類により異なります。「実用特許」は、製品、システム、手順を保護し、「植物特許」は、新しく無性的に繁殖された植物の品種を20年間保護するよう規定しています。「デザイン特許」は、装飾的な製品デザインを14年間保護し、この期間が過ぎると、保有者以外の者でもその発明を利用することができます。他国のそれとは異なり、米国の法律は、発明内容の公開後最初の1年間、発明者が特許権申請の為に、その発明品・案の利用または販売を許可しています。

B. 商標

商標法は、商品が有名な製品名、ロゴ、またはデザインを不正に使用して粗悪な形で販売されたり、無許可(コピー)製品として販売されることを禁止しています。このような名前、ロゴ、デザインは、消費者が製品の品質を即座に見分けるための基準となる為、ビジネスに貴重な情報項目となります。商標の保有者は、その記号の独自性を慎重に保護しなくてはなりません。商標を保護することにより、その企業は、自信を持って広報活動およびブランドロイヤルティキャンペーンを行うことができます。これは、こうした情報が物品およびサービスの差別化に利用される限り、永遠に保護されます。他国のそれと異なり、米国の商標権では、それを最初に登録した人が誰なのかではなく、その使用方法が基準・対象となります。

VIII. 知的所有権

C. 著作権

著作権法は、書籍、絵画、録音、ボードデザイン、コンピュータプログラムなどさまざまな表現作品を保護します。作成者により、著作権は 100 以上上も保護される場合もあります。保護期間中は、対象作品または類似作品を複製することはできません。著作権法は、最先端の新技术にも適用されます。例えば、ソフトウェアのコードも著作権で保護することができます。インターネットにより、保護対象の情報を自由に交換できるようになったため、著作権にさまざまな問題を提起してきました。著作権法は、新技术を採用し、著作権で保護された作品を作り出した事業投資を確保するため常に変化しています。

D. 企業機密

どの州にも企業機密保持法が存在します。この法律は、特許法と同様の問題を顧客リスト、マーケティング・プラン、およびその他のビジネス情報までそのカバー範囲を拡張し、保護しています。企業の中には、特許を申請せず、その活動を機密にしている場合があります。例えば、食料品メーカーの多くは、その調理法を貯蔵庫に保管し、その鍵のコンビネーションを少数の人にしか知らせていない場合があります。これは、知っている人が少ないほど、企業秘密を保持、保護することができるため、大切な方法となっています。企業は機密情報が外に漏れないようにするため、効率のよい企業秘密保護プログラムをデザインし、実施する必要があります。

IX. 輸出と輸入

A. 輸入

米国の税関は、関税、租税、その他の規制の賦課により国際貿易を規制しています。米国への物品は、すべて指定の港を通過しなくてはなりません。輸入業者の記録を元に、関税率を定め、原産国により輸入業者を割り当てるシステム、統一関税一覧 (HTS) の下、到着品目を分類しています。輸入対象品にはすべて、ラベルおよび梱包要件を含む米国関税規制との適合が確認できる証明書が添付されていなければなりません。多少の例外を除き、国際郵便で送られた 2000 米ドル以下の価値を持つ品物は、関税の対象ではあっても、面倒な手続きや証明書の添付が免除されています。輸入後の物品は、他の関税を課せられることなく米国内を自由に移動することができます。米国内の各企業の子会社では、2007 年に外国特許の物品を 9200 億ドル相当輸入したと報告されています。米国における外国籍サプライヤーを含む輸入業者は、ポリシーおよび手続き・手順を遵守し、きちんとした情報記録作業を実施する等、輸入規制に適宜準拠しなければいけないことになっています。

B. 輸出規制の遵守

米国から輸出されるほとんどの物品には、輸出ライセンスは不要です。輸出される物品は非課税だからです。また、憲法でもそうした措置は禁止されています。商用及び軍事、両用の物品及び知的所有物に関しては、該当輸出業者が、産業安全保障局から二重目的用途ライセンスを取得する事を義務付けられる場合があります。経済制裁プログラムは、キューバ、イラン、スダン、シリアなどの国向けの物品輸出を規制し、金額に関わらず、「禁輸対象」団体との取引を禁じています。米国の輸出規則に準拠するには、適切な書類の提供と配慮が不可欠になります。違反すると、罰金、輸出免許の取り上げ、またはまれに刑事告発されることがあります。輸出書類はすべて電子通信にて提出します。

C. NAFTA, その他自由貿易協定

カナダとメキシコは、米国の輸出業者にとって最大の市場であり、2007年には、総額4000億ドル近くを計上しました。米国は、同様の自由貿易協定を、中央アメリカの大部分、ドミニク共和国、オーストラリア、イスラエル、ジョーダン、シンガポールと締結しています。一般的に、米国は、輸出品に対する関税が低く、米国の輸出業者は、米国と自由貿易協定のない国への輸出に高い関税を払っています。

D. 海外貿易地域

米商務省は、米国内で200以上の海外貿易地域 (FTZ) を監督しています。FTZへの輸出品に対して企業は免税処置を受け、輸出します。FTZから出る物品には繰越税がかけられ、米国に再入国します。FTZでは、企業はFTZ内において無期限で物品の展示、組立て、テスト、ラベル貼り、処理および保管をすることができます。FTZでは、製造や処理が可能で、米国向けの未完成品を低価格で仕入れることが可能な場合もあります。インディアナ、ケンタッキー、オハイオ、テネシー、ウェストバージニアにはFTZが26箇所存在します。

X. 環境

A. 一般規制

米国で運営される企業は、連邦、州、および地方の環境規制に準拠しなければなりません。米国環境保護庁 (USEPA) は、主に連邦環境法の実施と執行を行い、州機関は州レベルの規制の執行を行います。連邦および州の法律は、空気と水の品質、固体および有害廃棄物の処理/保管/廃棄、保管タンク、有害物質、農薬、および土地の汚染を規制します。この規制により、州と地域機関に、汚染地所の報告、記録管理、テスト、および浄化の権利が与えられます。

B. 主な連邦規制

連邦法の多くは、製造企業に以下を考慮するよう義務付けています。

1. 大気汚染防止法および水質汚染防止法は、汚染物質の水および空気への排出を規制。
2. 包括的環境対処・補償・責任法 (CERCLA) は、USEPA による有害廃棄物処理場の浄化を強化し、当事者に補償の支払いを義務づけ。工業用不動産購入者が直面する数多くの責任問題を軽減するため、CERCLA は、購入前に特定の処置を行う善意の土地所有者の保護 (ILD) を導入。
3. 資源保全再生法 (RCRA) は、生成から廃棄の過程における有害廃棄物の管理を統括。
4. 有害物質規制法 (TSCA) は、「化学物質」を規制し、殺虫剤・殺剤・殺鼠剤法 (FIFRA) は、農薬製品の登録、配布、販売、規制、および使用を規制。
5. 2005年、エネルギー政策法が成立されました。この斬新な法案は米国のエネルギー政策を反映するための優遇税制及び有利なローン処置をこれにより、特定のエネルギー関連プロジェクトに対して税控除と免除が適用されます。

XI. 独占禁止法

全事業主は、競争を奨励し特定の不正な商行為を禁じる米国独占禁止法の対象になります。一般に、独占禁止法は、不当取引の制限、独占、価格差別化、不公正な競争、および商取引に影響する不公正または人を惑わす行為を禁じています。独占禁止法は、米国への輸入取引、米国からの輸出取引、および米国の取引に「直接実質的かつ合理的に予想可能な影響」がある、純粋に治外法権の外国で行われる取引活動に適用されます。外国企業が市場で圧倒的なシェアを持つ米国企業の決議権付き証券または資産を取得する場合は、届出を実施する義務があります。

外国企業が米国で事業を始めると、現地の銀行サービスを利用したくなります。マネーロンダリング防止および反テロリズム法により2001年以降、外国人が米国で口座を開設することが難しくなりましたが、米国の銀行は、外国人所有の事業展開を歓迎しています。親会社の保障がある/ないに関わらず、米国銀行による米国子会社への融資はさらに困難な状態に陥っています。フロスト・ブラウン・トッドは、外国企業が米国で銀行口座を開設し、正当な信用取引ができるようお手伝いします。

連邦準備制度理事会の規則Uは、「マージン証券」に関連し、米国銀行が融資する信用貸しについて規定しています。米国政府が公表している「マージン証券」の内容では、主要な米国証券取引所で取引されるほとんどの株式が対象になっています。この規則は、外国人投資家が、目標会社の証券で融資を求めることにより、米国を源泉とする信用貸しを使用して買収の財源とする能力を制限し、通常、この規則に準拠する範囲内で実施する方法がありません。

XIII. 証券取り扱い

証券を発行または公に頒布している企業は(株式、国債発行、有限パートナーシップの株式、および広範な種類の合同投資媒体を含む)、米国証券取引委員会(SEC)に対して一定の情報開示を行い、資料を提出しなければなりません。連邦法は、2つの主要な法律、すなわち、1993年証券法および1934年証券取引法、そしてSECが採用する規定に基づいています。証券を発行する企業および証券販売に関わる企業は、一般投資家が投資を決定する前に知りたいと思う情報を正確にすべて開示しなければなりません。それを怠ると、連邦法および州法に違反し、民事および刑事罰を科せられる場合があります。外国と米国の証券規制機関間には、増える投資家の選択による国際的な資本移動を許可しながら、同等の公開原則を適用させる目的で、調和化の動きが強まっています。

100%持ち株の子会社を設立しようとする外国人投資家・会社にとって、これらの法律はさして問題とはなりません。適格投資家(高額自己資本、高額所得、および高度に洗練された形態を持つ機関および個人)に関しては登録が免除されています。

外国人投資家は、国による会計基準の違いを考慮する必要があります。米国は、一般に認識された会計基準(GAAP)の特定方法を採用している為、米国GAAPとは異なる国際会計基準またはその他の会計基準を用いる企業は、それに適合させる必要が出てきます。

成長を続ける企業は、多くの場合、ストックオプションまたは利益配分プラン、および主要な従業員に企業収益性に対する報酬を与えるために、その他の方法を採用しています。このプランには、証券がなんらかの形で関わっています。関連証券の発行に間違いが生じた場合には、緊急の救済策が必要なため、企業は、特定の形式の株式投資を行う前に、顧問弁護士に相談することが必要です。

Office Locations

INDIANA

201 N. Illinois Street | Suite 1000
PO Box 44961
Indianapolis, Indiana 46244-0961
T 317.237.3800
F 317.237.3900

KENTUCKY

7310 Turfway Road | Suite 210
Florence, KY 41042
T 859.817.5900
F 859.283.5902

250 West Main Street | Suite 2800
Lexington, KY 40507-1749
T 859.231.0000
F 859.231.0011

400 W. Market Street | Suite 3200
Louisville, KY 40202-3363
T 502.589.5400
F 502.581.1087

OHIO

3300 Great American Tower
301 East Fourth Street
Cincinnati, OH 45202
T 513.651.6800
F 513.651.6981

One Columbus | Suite 2300
10 West Broad Street
Columbus, OH 43215-3484
T 614.464.1211
F 614.464.1737

Centre Point VI | Suite 300
9277 Centre Point Drive
West Chester, Ohio 45069
T 513.870.8200
F 513.870.0999

TENNESSEE

424 Church Street | Suite 1600
Nashville, TN 37219
T 615.251.5550
F 615.251.5551

WEST VIRGINIA

500 Lee Street East | Suite 401
Charleston, WV 25301-3207
T 304.345.0111
F 304.345.0115

www.fbtglobal.com